

第七回 参議院労働委員会會議録第十号

昭和二十五年四月二十四日(月曜日)午後一時五十分開会

委員の異動

三月二十八日委員高良とみ君及び川上嘉市君辞任につき、その補欠として小杉イ子君及び伊達源一郎君を議長において指名した。

四月十四日委員城義臣君辞任につき、その補欠として大屋普三君を議長において指名した。

四月二十一日委員稻垣平太郎君辞任につき、その補欠として田方進君を議長において指名した。

委員長の補欠

四月二十一日山田節男委員長辞任につき、その補欠として原虎一君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○労働災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

小委員長の報告

○日やとい労働者の救済対策に関する請願(第五九号)

○日やとい労働者の詰所に雨具備付の請願(第九七号)

○婦人労働者に運動靴支給の請願(第九九号)

○下水作業手当支給の請願(第一〇一号)

○職業安定所登録労働者作業詰所にゴミ長靴備付の請願(第一四九号)

○職業安定所登録労働者の日当に関する請願(第一五五号)

第十五部 労働委員会會議録第十号

○失業者の無料宿泊所設置に関する請願(第一五八号)

○職業安定登録労働者に地下たび増配の請願(第三九九号)

○平地区における日やとい労働者救済の請願(第八二五号)

○失業応急対策費全額国庫負担に関する請願(第四八七号)

○失業保険給付金額と失業救済事業における支給資金との不均衡是正に関する請願(第五一八号)

○呉市の失業対策に関する請願(第八二二号)

○失業対策事業の拡充強化に関する陳情(第二九号)(第二二二号)

○国鉄職員賃金の改訂に関する請願(第九号)(第一六四号)

○国鉄労働組合要求に対する仲裁委員会裁定実現の請願(第一六一号)

○公共企業体仲裁裁定事項即時実施に関する請願(第二一三三号)

○公共企業体仲裁裁定事項実施に関する陳情(第四九号)

○賃金運転、分割払解消に関する請願(第二二四号)(第三六〇号)

○労働基準法第二十八、二十九、三十、三十一各條即時実施に関する請願(第三四四号)

○一般職種別賃金の法制化等に関する請願(第七八四号)

○地方労働委員会委員の定員増加に関する陳情(第二一六号)

○労働省設置法等の一部を改正する法律案に関する件

昭和二十五年四月二十四日【参議院】

○委員長(原虎一君) 只今から労働委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております労働災害補償保険法等の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず本案に対する政府の御説明を聞くことにいたします。御説明をお願いします。

○國務大臣(鈴木正文君) 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案の審議をせられるに当り、提案の理由を御説明いたします。

今般政府といたしましては、最近の経済情勢に鑑み、国税徴収法の一部を改正して従来の国税滞納の場合における延滞金の率を引下げることにいたしましたのでありますが、これと対応して、国税徴収の場合の従来の延滞金と類似の性格を有する労働者災害補償保険及び失業保険の保険料滞納の場合における延滞金の率を従来の日歩二十銭から日歩八銭に引下げることを妥当と考えますので、こゝに労働者災害補償保険法及び失業保険法の一部を改正する必要を生じた次第であります。

尚今回の改正にあたり両保険とも滞納保険料の一部について納入のあつた場合における延滞金の徴収に関し新たに規定を設けたのでありますが、これは申すまでもなく納付者の便宜のための規定であり、従来においても本規定と同様の取扱をして参つたものをこの機会に明文化せんとするものであります。

以上、本法案提出理由の概略を御説明いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速かに可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(原虎一君) 本案に対しまして御質疑がございましたら、どうぞお願いいたします。

ちよつと御相談申し上げますが、別に御質疑がない場合に逐條説明の必要がございますでしょうか。

○藤井丙午君 ありません。

○委員(原虎一君) 逐條説明は省くことにいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(原虎一君) 御異議ないと認めます。

○田村文吉君 お分りでしたら、最近の両保険の未納関係はどんなふうになつておりますか。非常に殖えつておりますか。

○説明員(池邊達雄君) 労災保険につきましては申し上げたいと思つて、現在三月三十一日までに徴収決定いたしましたのは六十億でございます。そのうちに完全に入りましては五十七億六千万円ということになつております。延滞未納のものは二億四千万円ばかりであるという現状でございます。

○田村文吉君 失業保険の方も……

○説明員(龜井光君) 失業保険におきましては、本制度実施以来の徴収決定総額は八十八億八千万円でございます。収入をいたしました額は八十一億一千四百万円、約七億四百万円の未納になつております。これは昭和二十二年十一月からの分の累計でございます。

○委員長(原虎一君) 他に質問はございませんか……別に御質問もないようでありますから、質疑を打ち切りましてよろしくございます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(原虎一君) それでは質疑を打ち切りまして討論に入りたいと存じますが、本案に対する反対の御意見もございせんでしょうか。

○田村文吉君 初め御制定なさるときから、私共はこの延滞金の二十銭というのには非常に高過ぎるというので、その旨御注意申し上げましたのですが、国税徴収法の関係上止むを得ず二十銭ということになつておつたようでありまして、今回国税徴収法が変更されましたと同時に、当然これは引下げられるのが正當かと考えますので、本案に賛成いたします。

○委員長(原虎一君) 本案に対しまして他に御意見もございませんようでありますから、討論を打ち切りましてよろしくございます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(原虎一君) 討論は終結いたしましたものと認めます。

速記を止めて……

〔速記中止〕

○委員長(原虎一君) それでは速記を始めて、本案の表決をいたしますのを後述いたします。請願、陳情に関する小委員会の御報告を波多野委員長からお願いいたします。

○波多野林一君 只今議題となりました請願、陳情の小委員会におきまして審議の結果を御報告いたします。

○委員長(原虎一君) 他に質問はございませんか……

○田村文吉君 初め御制定なさるときから、私共はこの延滞金の二十銭というのには非常に高過ぎるというので、その旨御注意申し上げましたのですが、国税徴収法の関係上止むを得ず二十銭ということになつておつたようでありまして、今回国税徴収法が変更されましたと同時に、当然これは引下げられるのが正當かと考えますので、本案に賛成いたします。

○委員長(原虎一君) 本案に対しまして他に御意見もございませんようでありますから、討論を打ち切りましてよろしくございます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(原虎一君) それでは質疑を打ち切りまして討論に入りたいと存じますが、本案に対する反対の御意見もございせんでしょうか。

○田村文吉君 初め御制定なさるときから、私共はこの延滞金の二十銭というのには非常に高過ぎるというので、その旨御注意申し上げましたのですが、国税徴収法の関係上止むを得ず二十銭ということになつておつたようでありまして、今回国税徴収法が変更されましたと同時に、当然これは引下げられるのが正當かと考えますので、本案に賛成いたします。

○委員長(原虎一君) 本案に対しまして他に御意見もございませんようでありますから、討論を打ち切りましてよろしくございます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(原虎一君) 討論は終結いたしましたものと認めます。

速記を止めて……

〔速記中止〕

○委員長(原虎一君) それでは速記を始めて、本案の表決をいたしますのを後述いたします。請願、陳情に関する小委員会の御報告を波多野委員長からお願いいたします。

○波多野林一君 只今議題となりました請願、陳情の小委員会におきまして審議の結果を御報告いたします。

○委員長(原虎一君) 他に質問はございませんか……

○田村文吉君 初め御制定なさるときから、私共はこの延滞金の二十銭というのには非常に高過ぎるというので、その旨御注意申し上げましたのですが、国税徴収法の関係上止むを得ず二十銭ということになつておつたようでありまして、今回国税徴収法が変更されましたと同時に、当然これは引下げられるのが正當かと考えますので、本案に賛成いたします。

請願第五十九号、日やとい、労働者の救済対策に関する請願、請願第九十七号、日やとい、労働者の詰所に雨具備付の請願、請願第九十九号、婦人労働者に運動靴支給の請願、請願第一百号、下水作業手当支給の請願、請願第一百四十九号、職業安定所登録労働者作業詰所にゴム長靴備付の請願、請願第一百五十五号、職業安定所登録労働者の日当に関する請願、請願第一百五十八号、失業者の無料宿泊所設置に関する請願、請願第三百九十九号、職業安定所登録労働者に地下たび増設の請願等八件は、いずれも日備労働者の保護救済を要請するものであります。

請願第八百二十五号、平地区における日やとい、労働者救済の請願、請願第四百八十七号、失業急急対策策全額国庫負担に関する請願、請願第五百十八号、失業保険給付金額と失業救済事業における支給資金との不均衡是正に関する請願、請願第八百二二二号、呉市の失業対策に関する請願、陳情第二百二十一号、陳情第二百二十九号、失業対策事業の拡充強化に関する陳情等、請願四件、陳情二件は、いずれも失業対策事業の拡充強化を要請するものであります。

請願第九号、国鉄職員賃金の増進、改訂に関する請願、請願第六百六十四号、国鉄職員の給与ベース改訂に関する請願二件は、国鉄職員の給与ベース改訂を要請するものであります。

それから請願第六百六十一号、請願第二百三十三号、公共企業体仲裁裁定事項即時実施に関する請願、陳情第四十九号、公共企業体仲裁裁定事項実施に関する陳情等、請願二件、陳情一件は、いずれも先般国鉄に対して下された仲裁裁定事項の実施を要請するものであります。

ります。請願第三百六十号、請願二百十四号、賃金遅延、分割払解消に関する請願二件は、賃金の遅延、分割払いされている現状に対して、強力なる措置を講じ、これを解消するよう要請するものであります。

請願第三百四十四号、最低賃金制即時実施に関する請願は、労働基準法に定められた最低賃金制度実施を要請するものであります。

請願第七百八十四号、一般職種別賃金の法制化等に関する請願は、法律第七百七十一号、政府に対する不正手段による支払請求防止等に関する法律廃止に伴ない、一般職種別賃金制が廃止されることは、労働者の賃金基準が崩れ、賃金切下げの虞れがあるから、一般職種別賃金制の設置を要請するものであります。陳情第二百十六号、地方労働委員会委員の定員増加に関する陳情は、神奈川、愛知の労働委員の定数を、使用者委員、労働者委員、公益委員各五名をそれぞれ七名に増加せんことを要請するものであります。

以上、請願二十件、陳情四件はいずれも顕意妥協なもの認め、これを採択し、院議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に、残余の請願十五件は、尙研究を要すべき点がありますので、留保いたしました。

以上御報告申し上げます。

○委員長(原虎一君) 御質問はございませんでしようか。別に御質問もないようでありますから、只今小委員長から御報告のございました請願及び陳情の取扱ひにつきまして、本委員会といたしまして、すべて小委員長の御報告通り処理したいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(原虎一君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたしました。

○委員長(原虎一君) それでは採決を延ばしておりました労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案の採決をいたしたいと思ひます。本案に御賛成の方は挙手を願います。

(総員挙手)

○委員長(原虎一君) 全員御賛成であります。原案通り決定いたしました。

尚、本会議における委員長の口頭報告の内容につきましては、前例に従つて行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり

○委員長(原虎一君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條に基づきまして、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

渡多野林一 大屋 晋三
寺尾 豊 田村 文吉
小杉 伊子 藤井 丙午

○委員長(原虎一君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れはないものと認めます。

○委員長(原虎一君) それでは次は、労働省設置法等の一部を改正する法律案についての政府の説明を願います。

○政府委員(新谷三郎君) それでは、極く簡単に要点だけ御説明申し上げます。只今議題になりました労働省設置法等の一部を改正する法律案でございますが、これは労働省設置法及び職業安定法の一部を改正するのが要点であります。内容は、第一には審議会等の整理の問題でございます。これは各省と同様に、政府におきまして、行政機構簡素化の必要から労働省附属の各種の審議会につきまして検討いたしました結果、若干の審議会を統合或いは廃止することにいたしましたのであります。それから第二は、労働基準監督官研修所の設置でございます。労働基準監督官はその職責が非常に重大でありますので、従来予算等の関係から研修機関を設置する必要があつたのであります。が、予算等の関係からこれが実現いたしませんでしたのであります。が、今回新たに労働基準監督官研修所を設けまして、新任の監督官のみならず、在来からの監督官に対しまして長期の訓練を行ひまして、労働基準監督官の素質を向上しよう、こういう趣旨から労働基準監督官の研修所を設置することにいたしましたのであります。関係予算はすでに昭和二十五年度の総予算において御決定に相成つておるのであります。第三には、国家公務員その他国会の議決を経た歳出予算によりまして、給与が支給せられる職員が退職いたしました場合に、これは昭和二十四年の政令で出ておるのであります。その政令によりまして、失業保険法の規定する条件に従ひまして、相当の金額を退職金として支給することとせられておるのであります。これを公共職業安定所で支給することが、退職者にとりまして便宜であります。関係から、今回の設置法中の職業安定局及び公共職業安定所の事務にこれを加えたのでござ

います。これがこの法律案の提案の理由の概略でございます。

○委員長(原虎一君) 只今の説明につきまして御質疑がございましたらどうぞ……

○田村文吉君 今の研修所の「けん」はどういう「けん」ですか、研究の研ですか。「しゅう」は修めるの修でありますか。

○政府委員(新谷三郎君) そうであります。

○田村文吉君 その研修所は全国に何ヶ所くらいお作りになりますか。

○政府委員(新谷三郎君) それは中央に一ヶ所だけでございます。

○田村文吉君 そうですか。次に、退職金を給与するのは在来はどこで扱つていたのでありますか。

○政府委員(新谷三郎君) 従来は各所属官庁で支払をいたしたのであります。が、それを失業保険との関係におきまして、退職金と失業の保険金との差額は、やはり公務員も支払を受けることができるのであります。そういう関係から公共職業安定所におきまして、一括して取扱ひした方がよいという結論でございます。従来は所属庁でやつておりましたが、今後各職業安定所におきまして、その事務を取扱うことにおきまして、このようにいたします。

○田村文吉君 本問題は官制に大部分関係しては特別に本問題について別段の研究を必要としないかと考えますので、別に合同審議会をお願いしないで、委員長の下で、そのまま内閣委員会に審議されることにいたされてはどうかと考えます。

○委員長(原虎一君) 田村委員の言わ

れましたように取計らいまして御異議
ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(原虎一君) それでは御異議
ないものと認めます。
それでは本日は閉会してよろしくご
さいますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(原虎一君) それでは本日の
委員会はこれで散会いたします。
午後二時十九分散会

出席者は左の通り。

委員長 原 虎一君
理事 波多野林一君
委員 大屋 晋三君
寺尾 豊君
田村 文吉君
小杉 イ子君
藤井 丙午君
国務大臣 鈴木 正文君
労働大臣 鈴木 正文君

政府委員

労働政務次官 新谷寅三郎君
労働事務官 (大臣官房 富樫 總一君
総務課長)

説明員

労働事務官 池邊 道隆君
労働基準局労働 補償課長
労働事務官 龜井 光君
(職業安定局失業 保険課長)

三月三十一日本委員会に左の事件を付
託された。

一、失業保険金の給付期間延長等に
関する請願(四通)(第一五一〇号)
一、失業保険金の給付期間延長等に
関する請願(第一五八〇号)

一、失業保険金の給付期間延長等に
関する請願(四通)(第一五一〇号)
一、失業保険金の給付期間延長等に
関する請願(第一五八〇号)

第一五一〇号 昭和二十五年三月
十五日受理
失業保険金の給付期間延長等に関する
請願(四通)

請願者 神奈川県川崎市大田河
原五、二九四いすゞ復
職同盟内 山田三五郎
外六名

紹介議員 中野重治君
昨午いすゞ自動車株式会社、東京芝浦
電気株式会社、日産自動車株式会社等
の人員整理の対象となつた大部分のも
のはいまなお就職できず失業保険金給
付打ち切り後の生活不安に脅かされて
いるから、失業保険金支給期間を延長す
ると共にすみやかな完全就職を図られ
たいとの請願。

第一五二三号 昭和二十五年三月
十五日受理
ゴム産業の人員整理、工場閉鎖反対に
関する請願

請願者 東京都豊島区高田本町
二ノ二五全日本ゴム産
業労働組合連合会内
若宮光三
紹介議員 内村清次君
理研ゴム産業は、経営の合理化を理由
に従業員六百六十名中約三百名の
首切りを行うことになり、また日本マ
グネは三月二十日を期して全工場を閉
鎖することに決定したが首切り、生産
縮少は、ゴム産業を破壊して、日本の
危機を一層はげしくし、また工場閉鎖

は地方財政を危くするから、首切り問
題、工場閉鎖問題の解決のため適当の
処置をとられたいとの請願。

第一五八〇号 昭和二十五年三月
十六日受理
失業保険金の給付期間延長等に関する
請願(四通)

請願者 神奈川県川崎市堀川町
七二東芝堀川町復職同
盟内 稲垣四郎外八名

紹介議員 中野重治君 細川嘉六
君 坂野勝次君
昨午東京芝浦電気株式会社、日産自動
車株式会社、いすゞ自動車株式会社等
を解雇された者は約九千名であり、そ
の大部分がいまなお就職できず、失業
保険金給付打ち切り後の生活不安に脅か
されているから、これらに對し失業保
険金支給期間を一年に延長することお
よび給付額を全収入賃銀の八割に改正
すること、ならびにすみやかな完全
就職を図られたい等の請願。

第一五八〇号 昭和二十五年三月
十七日受理
失業保険金の給付期間延長等に関する
請願

請願者 横浜市南区陸町一ノ八
〇 浅野卓也
紹介議員 佐々木良作君
昨午日産自動車、いすゞ自動車、特殊
製鋼等を解雇せられた者は約三千三百
余名に達しているが、その中の大部分
はいまなお未就職で失業保険の打ち切り
により家族の生活は悲惨な状態である
から、(一)失業保険金支給期間六ヶ月
延長、(二)失業者に對する完全就職等
の処置を採られたいとの請願。

四月七日日本委員会に左の事件を付託さ
れた

一、失業対策事業費全額国庫補助等
に関する陳情(第二九五号)

第二九五号 昭和二十五年三月二
十三日受理
失業対策事業費全額国庫補助等に関す
る陳情

陳情者 福島県議會議長 蓮沼龍
輔
行政整理、企業整備、海外引揚者の帰
郷等により失業者は激増し、社会不安
はますます深刻化する状況であるか
ら、失業対策事業の大幅実施および事
業費の全額国庫負担ならびに公共事業
の認証および予算連等の迅速化を図
られたいとの陳情。

四月八日予備審査のため本委員会に左
の事件を付託された。

一、労働者災害補償保険法等の一部
を改正する法律案
労働者災害補償保険法等の一部を
改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を
改正する法律案

第一條 労働者災害補償保険法(昭
和二十二年法律第五十号)の一部
を次のように改正する。

第三十二條中「二十銭」を「八銭」
に改め、同條に次の一項を加え
る。

前項の場合において、保険料
額の一部につき納付があつたと
きは、その納付の日以後の期間
に係る延滞金の額の計算の基礎
となる保険料額は、その納付のあ
つた保険料額を控除した金額に
よる。

第二條 失業保険法(昭和二十二年
法律第四十六号)の一部を次の
ように改正する。

第三十六條第一項中「二十銭」を
「八銭」に、同條第二項中「前項」を
「前二項」に、同條第三項中「前二
項」を「前三項」に改め、同條第一
項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、保険料
額の一部につき納付があつたと
きは、その納付の日以後の期間
に係る延滞金の額の計算の基礎
となる保険料額は、その納付の
あつた保険料額を控除した金額
による。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。但し、改正後の労働者災害補償
保険法第三十二條第一項及び失業保
険法第三十六條第一項の規定は、昭
和二十五年四月一日以後の期間に對
応する延滞金について適用する。

四月十四日本委員会に左の事件を付託
された

一、国鉄、専売調停委員会裁定履行
等に関する陳情(第三〇七号)

一、失業対策事業に関する陳情(第
三一六号)

一、国鉄調停委員会裁定履行に關す
る陳情(第三三三三号)

第三〇七号 昭和二十五年三月三
十日受理
国鉄、専売調停委員会裁定履行等に關
する陳情
陳情者 秋田県議會議長 菊池時
之助

公務員の給与は、昭和二十三年七月を基準として、作成されたものであつて、一年有余を経過したにもかかわらず未だに改訂されないため、現下の経済状態に公務員の生活は危機にひんしているから、政府においては国鉄、専売調停委員会裁定を履行するとともに給与ベースの引上げをすみやかに実施せられたいとの陳情。

第三一六号 昭和二十五年三月三十一日受理

失業対策事業に関する陳情
陳情者 兵庫県議会議長 山田平市郎

経済安定諸政策の進展に伴ひ必然的に企業整備、行政整理等が実施されているため、失業情勢は日増しに深刻の度を加えて憂慮すべき実情にあるから、すみやかに完全なる失業対策を樹立実施すると共に失業者の職業訓練、職業指導事業についてその規模を拡大し失業対策の万全を期せられたいとの陳情。

第三三三号 昭和二十五年三月三十一日受理

国鉄調停委員会裁定履行に関する陳情
陳情者 山形市香澄町大宝寺国鉄労働組合山形支部内奥山悦郎

去る三月十五日に下された国鉄裁定および裁定残額の支給に関する組合側の仮処分申請に対する判決は、組合側の主張の正当なことを証明している。しかるに政府は、専売裁定の全面的実施を決定しているにもかかわらず、同趣旨の国鉄裁定については均衡予算を口実に実施していないのは、極めて不合理的であるばかりでなく、国鉄の現状を無視し、公労法の精神をじゅうりんするものであるから、すみやかに国鉄裁定を実施するよう善処せられたいとの陳情。

第三五九号 昭和二十五年四月四日受理

職業補導所設置に関する陳情
陳情者 福岡県若松市議会議長 久保田瑞一

現下の企業整備による、就職難と労働基準法による就職の制限は、働く青少年の門戸を狭くし、その前途を暗くしているため、青少年の不良化が増加し、憂うべき状態にあるから、未就職の青少年を收容し、各種技術を習得させるため、国費をもつて全国に職業補導所を設立せられたいとの陳情。

四月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、失業救済対策に関する請願（第一九六一号）
- 一、失業救済事業の拡充等に関する請願（第一九三三号）
- 一、失業対策事業に関する陳情（第三八四号）
- 一、失業対策事業の拡充強化に関する陳情（第四〇三三号）

第一九六一号 昭和二十五年四月六日受理

失業救済対策に関する請願
請願者 岐阜県岐阜郡多治見町岐阜製陶労働組合連合会内 古田歳一

紹介議員 伊藤修君 大野幸一君
岐阜県東濃地方は、一地方一産業という特殊な産業組織下にあり、そのほと

んどが産業をもつて生活しているが、最近の不況に抗し得ず休廃業者が続出したため、多数の失業者が生活苦に陥つて重大な社会問題を起しているから、（一）生活資金の借入、（二）市町村役場に主立替金の設置、（三）生活協同組合に対する助成、（四）生活保護法適用範囲の拡大、（五）失業救済事業の拡大、（六）勤労者に対する税金の軽減等の適切な処置を講ぜられたいとの請願。

第一九九三号 昭和二十五年四月八日受理

失業救済事業の拡充等に関する請願
請願者 静岡県沼津市議会議長 松本一郎

紹介議員 平岡市三君
最近の深刻な金詰りと税金攻勢は、中小企業を崩壊の危機に迫込み、失業者はますます増加している。しかるに政府は、地方的に一部分の土木工事をやっているのみで、失業者は完全に吸収されていないから、国および県において道路整備、河川事業、公園整備等の失業対策事業の拡充と失業対策の強化を促進せられたいとの請願。

第三八四号 昭和二十五年四月十日受理

失業対策事業に関する陳情

陳情者 福島県知事 大竹作摩
行政整理、企業整備、引揚者の帰郷、農林漁業および中小商工業の不況不振に伴う失業者の続出、学校卒業業者未就職者の増大等により失業情勢は急激に深刻化しつつあつて、極めて憂慮すべき段階にあるから、失業対策事業を全額国庫負担により大幅に実施されると

共に、公共事業の認証と予算令達を速にして失業者の吸収に万全を期せられたいとの陳情。

第四〇三三号 昭和二十五年四月十二日受理

失業対策事業の拡充強化に関する陳情
陳情者 岡山県議会議長 生末近夫

最近における労働情勢の深刻化に伴い、失業者はいちじるしく増加し、加えて失業保険金の受給期間満了による求職者が激増したため、貧弱な県財政では、これら失業者の救済が困難であるから、国費をもつて失業対策事業を拡充強化せられたいとの陳情。

四月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は四月八日）